

様式第 1 号（別紙 1）

移住支援金の支給申請に関する誓約事項

- 1 宮城県移住支援事業に関する報告及び調査について、宮城県及び蔵王町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第 5 の 1（2）及び蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第 9 条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）要綱第 8 条の規定により支援金の支給決定が取り消された場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から 3 年未満で宮城県外に転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（テレワーク及び関係人口の要件に該当するものを除く。）：全額
 - （4）地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宮城県外に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の申請日から 5 年以内に蔵王町以外の市町村に転出する場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき蔵王町に住所変更の届出を提出します。この住所変更の届出は、申請日から 5 年以内に他の市町村に移動する都度、蔵王町に提出します。

年 月 日

申請者氏名（署名）
